

## 事業評価書（事前）

事務事業名	障害者就業・生活支援センター（仮称）事業																																	
事務事業の概要	(1)目的	<p>知的障害者、精神障害者及び重度身体障害者等の雇用を進める上で、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく基本的な生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援が展開できる体制が必要となっている。</p> <p>このため、平成11年度より、試行的に実施してきた「障害者就業・生活総合支援事業」の成果等を踏まえ、職場不適応により離職した者、再就職が困難な障害者、学卒の就職者など職場定着の困難性が高い障害者などの就業・生活支援を、障害者の身近な地域で行えるようにするため、地域における雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携の拠点として、新たに「障害者・就業生活支援センター」（仮称）を設けて、就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援を本格的に展開する。</p>																																
	(2)内容	<p>障害者就業・生活支援センター（仮称）の事業は、社会福祉法人、民法法人等にこれを行わせるものとし、その業務は次のとおりとする。</p> <p>離職した障害者等について、就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談を行うこと。</p> <p>公共職業安定所、事業主との調整等、障害者の求職活動についての支援を行うこと。</p> <p>障害者に対して職業準備訓練をあっせんし、職場実習先との調整等を行うこと。</p> <p>就職後の障害者に対して必要な助言等を行うこと。</p> <p>事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。</p> <p>障害者が離職した場合に、関係機関と連携して、再就職のための支援や社会福祉施設への一時的入所についてのあっせん等を行うこと。</p> <p>養護学校等を卒業して就職した障害者のフォローアップを行い、教育機関や父母等と連携して職場定着等のための支援を行うこと。</p> <p>障害者雇用の支援を行うボランティア（障害者雇用支援者）に関する情報の収集及び提供、障害者雇用支援者に対する研修を実施すること。</p>																																
	(3)達成目標	<p>！予算額（案）！</p> <p style="font-size: 1.2em;">420百万円</p>																																
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕</p> <p>障害者の有効求職者数は年々増加しており、厳しい経済状況を反映して障害者の解雇者数も高水準で推移している。また、第9次雇用対策基本計画（平成11年8月13日閣議決定）において「障害者が地域で生活しながら働き続けるための就業面・生活面を通じた総合的な支援体制を整備する。」こととされているなど、本事業は国民や社会のニーズに即したものである。</p>																																
	価	<p style="text-align: center;">障害者の雇用状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H8年度</th> <th>H9年度</th> <th>H10年度</th> <th>H11年度</th> <th>H12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効求職者数</td> <td>955 人</td> <td>1,027 人</td> <td>1,158 人</td> <td>1,263 人</td> <td>1,320 人</td> </tr> <tr> <td>対前年比(%)</td> <td>-</td> <td>7.5%</td> <td>12.8%</td> <td>9.1%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>解雇者数</td> <td>1,629 人</td> <td>2,091 人</td> <td>2,950 人</td> <td>2,425 人</td> <td>2,517 人</td> </tr> <tr> <td>対前年比(%)</td> <td>-</td> <td>28.4%</td> <td>41.1%</td> <td>-17.8%</td> <td>3.8%</td> </tr> </tbody> </table>					H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	有効求職者数	955 人	1,027 人	1,158 人	1,263 人	1,320 人	対前年比(%)	-	7.5%	12.8%	9.1%	4.5%	解雇者数	1,629 人	2,091 人	2,950 人	2,425 人	2,517 人	対前年比(%)	-	28.4%	41.1%	-17.8%
	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度																													
有効求職者数	955 人	1,027 人	1,158 人	1,263 人	1,320 人																													
対前年比(%)	-	7.5%	12.8%	9.1%	4.5%																													
解雇者数	1,629 人	2,091 人	2,950 人	2,425 人	2,517 人																													
対前年比(%)	-	28.4%	41.1%	-17.8%	3.8%																													

〔公益性〕

本事業は、就職が特に困難である知的障害者、精神障害者、重度身体障害者等の職業的自立を目指して行う事業であり、これら障害者の雇用の促進と職業の安定に資するものであるため、公益性が高い。

〔官民の役割分担〕

本事業は、本来、憲法に定められた勤労権の保障のため、また、障害者の雇用の促進等に関する法律（第2条の5）に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るためのものであり、雇用保険法の雇用福祉事業として国が行うこととしている。

〔国と地方の役割分担〕

本事業は、各都道府県知事がセンターを1カ所ずつ合計47カ所指定し、国が当該センターに対し業務を委託して実施する。

〔民営化や外部委託の可否〕

「障害者就業・生活支援センター」(仮称)は、業務を円滑に進めるため、障害者の実態をよく把握している社会福祉法人及び民法上の法人(財団、社団)に国が事業を委託して実施する。

〔緊要性の有無〕

障害者の有効求職者数は年々増加しており、厳しい経済状況を反映して障害者の解雇者数も高水準で推移しているなど、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、早急に対策を講じる必要性がある。

加えて、授産施設、福祉工場等に在所している者の数は、年々増えてきており、そのうち40%以上が「福祉施設を出て企業で働きたい。」(出典：平成12年度「利用者の自立生活支援に関する実態調査」/全国社会福祉協議会・全国社会就労センター協議会)と考えていること等から福祉面及び就業面が一体となった支援に対する緊要性は高い。

知的・精神通所授産施設在所者数の推移

	H8	H9	H10	H11
在所者数(人)	26,086	28,611	31,467	34,182
対前年比(%)	-	9.7	10.0	8.6

(平成11年度 社会福祉施設等調査報告)

(2)有効性

〔これまで達成された効果(継続事業)、今後見込まれる効果〕

主に生活支援を行っている一般の福祉施設からの就職希望者の就職率は、数パーセント程度であるが、試行事業において生活支援及び就労支援の両面から支援を行った場合の就職率は、平成12年度で52.2%となっている。

このように、本事業の障害者の雇用促進に及ぼす効果は大きい。

〔効果の発現が見込まれる時期〕

地域において就業支援及び生活支援を一体的に行うものであるため、障害者の雇用支援に即効性が見込まれる。ただし、現在の障害者を取り巻く雇用失業情勢は厳しく、障害者の求職者も増加の一途をたどっているところであり、ノーマライゼーションの理念の実現までには長時間を有するものである。

(3)効率性

〔手段の適正性〕

職場不適合により離職した者など再就職や職場定着の困難性が高い障害者の雇用を進める上で、就職や職場適応などの障害者の就業支援ばかりではなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援も重要であり、身近な地域で、障害者の就業面及び生活面の支援に知識と経験を有する社会福祉法人等が実施する本事業の手段は、適正なものである。

	また、障害者が施設入所を続ける場合の社会的コストと比較すれば、その効率性は高い。
(4)その他 (公平性・優先性 など)	なし
関連事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療・福祉等の分野における職リハ人材育成研修事業</li> <li>・ 知的障害者生活支援事業</li> </ul>
特記事項	<p>〔各種政府計画との関係及び遵守状況〕</p> <p>平成11年8月に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」において、「障害者が雇用の分野と福祉の分野を円滑に移行できるようにする等、福祉、医療、教育等地域の関連機関のネットワークの形成を積極的に推進し、障害者が地域で生活しながら働き続けるための就業面・生活面を通じた総合的な支援体制を整備する。」とされている。</p>
主管課 及び関係課	(主管課)職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課